

# ○常総衛生組合職員職名規則

昭和47年1月25日  
常総衛生組合規則第1号

改正 昭和51年1月30日 組合規則第1号 昭和61年3月29日 組合規則第1号  
平成14年2月28日 組合規則第2号 平成14年11月21日 組合規則第6号  
平成19年3月30日 組合規則第3号

## (目的)

第1条 この規則は、組合職員の職名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (職員)

第2条 この規則で職員とは、常総衛生組合職員定数条例（昭和37年組合条例第5号）第2条に定める職員をいう。

## (職員の職名)

第3条 職員の職名は、次のとおりとする。ただし課長及び係長については、それぞれの課及び係の名称を冠するものとする。

職名	局長，参事，課長，副参事，課長補佐，主査，係長，主任，主幹，主事，技師，主事補，技手，技士長，技士
----	---

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。

### 附 則（昭和51年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年1月1日から適用する。

### 附 則（昭和61年組合規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

### 附 則（平成14年組合規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則（平成14年組合規則第6号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

### 附 則（平成19年組合規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。